

松山市告示第119号  
令和6年4月1日

松山市長 野志 克仁



## 城山公園及び公園内施設等に係る索道使用料等の徴収事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項及び松山市財務会計規則（昭和39年規則第11号）第53条第1項の規定に基づき、城山公園及び公園内施設等に係る索道使用料等の徴収事務について指定管理業務として協定を締結したので、松山市財務会計規則第53条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

### 記

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地  
住所 愛媛県東温市見奈良1110番地  
名称 株式会社 レスパスコーポレーション 代表取締役 越智 陽一
- 2 指定公金事務取扱者が納付事務を行う歳入等の種類
  - (1) 索道使用料
  - (2) 城閣観覧料
  - (3) 駐車場使用料
  - (4) 松山城二之丸史跡庭園使用料及び入園料
  - (5) 城閣施設内器具使用料
  - (6) 索道施設内会議室等使用料及び器具使用料
- 3 指定をした日  
令和5年1月31日
- 4 委託の期間  
令和5年4月1日から令和10年3月31日まで